



最近、台風が多く日本列島にも上陸、記録的な大雨で、たくさんの地域で被害が及んでいますね。心より、一日も早い復興をお祈りします。

ご参考までに、避難の際に、有効と考えられていた車ですが、リスクがあることも認識が必要です。車による避難で危険なのは、「まだ、大丈夫」と思っている間に、周りの水位が上がり、車内から脱出できなくなってしまうケースです。

日本自動車連盟（JAF）によると、乗用車が冠水した道路を問題なく走行できる深さは車の床面に水がつかない水深 10 cm 程度までだそうです。30 cm を超えるとエンジンが停止し、車から脱出する必要があります。

50 cm を超えるとパワーウィンドーも作動しなくなり、非常に危険な状態になるそうです。

こうした事態を避けるためには、事前にハザードマップなどを把握した上で、水位が上がり始める前に避難しましょう。



贈与の前に知っておきたいこと～遺留分制度とは

個人は自分の財産を、基本的に自由に処分できます。贈与のほか、遺言で財産を誰かに渡すこともできます。しかしこれに対しては、民法では一定の制限を付けています（2019年7月に施行された改正民法に基づいて説明しています）。個人の配偶者、子、直系尊属（両親や祖父母など）などには、個人の財産に対して一定の取り分が守られています。この取り分を遺留分といいます。

例えば、亡くなる直前に特定の相続人に多額の贈与を行い、他の相続人の取り分がほとんど残らない場合などは、「他の相続人」の遺留分を侵害していることとなります。最低限の取り分である遺留分が侵害されている場合、遺留分を侵害された相続人は、遺留分を侵害された分（遺留分から実際に受け取った分を差し引いたもの）の支払を「特定の相続人」に対して請求し、金銭で取りかえすことが可能です。

なお、遺留分の権利者には、子の代襲相続人（相続人である子がすでに死亡している場合の孫など）なども含み、個人の兄弟姉妹は含まれません。

（１）遺留分の金額

各相続人の遺留分の金額は下記の算式で計算します。

$$\text{遺留分} = (\text{遺産の価額} + \text{贈与の価額} - \text{債務の額}) \times \text{各相続人の遺留分の割合}$$

贈与の額は、相続人に対するものは相続開始10年間、第三者に対するものは相続開始前1年間にしたものです。遺留分を侵害することを知って行ったものは、それぞれ10年間または1年間より過去のものも対象となります。

（２）遺留分に関する争いを避けるために

自社株を後継者に引き継ぐ場合、自社株の評価額は多額になることから、将来的に後継者以外の相続人から、後継者へ遺留分を侵害している分の金銭の請求がされる可能性があります。

これを避けるために、各相続人に遺留分の放棄をしてもらう方法や、自社株の価額を遺留分の金額の計算上、除外する方法などがあります。しかし、いずれも各相続人の協力が必要であることや手続きの煩雑さなどから、実務ではあまり多く使われていません。

遺留分の侵害が起こりそうな場合には、贈与や遺言をする前に、専門家によく相談してから進めることが大切です。



遺留分制度については、相続人の最低限の取り分であり、それも考慮した上で贈与や遺言をしたいものです。

「相続・贈与のQ & A」

Q.亡父の所有していた駐車場の片隅には、近所の人がお参りしているお地蔵さまがあります。財産評価はどうなりますか？

地域住民などの信仰の対象とされている神の社や祠といった日常礼拝のための財産（庭内神し）は、相続税のかからない財産です。それが置かれている土地も含めて非課税となります。非課税財産とされているのは、不動尊、地蔵尊、道祖神、庚申塔、稲荷などで、地域住民などの信仰の対象とされているものです。

また、家族や身内の者だけが、礼拝するためのものであっても、「設備が敷地へ定着していること」、「過去に移設したものではないこと」、「日常礼拝の形跡があること」などの一定の条件を満たしたものであれば、非課税財産となります。

Q.相続を放棄すると死亡保険金も受け取れませんか？

相続放棄をすると、借金などのマイナスの相続財産だけではなく、プラスの相続財産も相続できません。ただし、死亡保険金は、受取人である相続人の固有の財産であり、死亡した被相続人が、残す相続財産ではないため、相続放棄をしても受け取ることができます。

死亡保険金は、相続財産ではありませんが、「みなし相続財産」として相続税の課税対象にはなりません。相続放棄をした人は、死亡保険金だけが相続税の課税対象となります。保険金を受け取った人が相続人なら「500万円×法定相続人の数」が非課税となりますが、相続放棄をした人は非課税とはなりません。

相続放棄をするには、相続が発生したことを知った日から3カ月以内に手続きをしなければなりません。

知っとこ!「税務のマメ知識」

【イラストレーターに200万円源泉所得税の計算方法は？】

会社のパンフレットで使うため、個人事業主のイラストレーターに原稿料200万円でイラストの製作を依頼した場合の源泉所得税の計算の仕方については、源泉所得税分を差し引いて支払わなければなりません。

源泉所得税は、支払金額が100万円超なら「(原稿料-100万円)×20.42%+10万2,100円」です。原稿料が200万円の場合、約51万円となります。また、支払い額が100万円以下なら「原稿料×10.21%」で計算します。

たとえ請求書に源泉所得税の記載がなくても、支払い金額に応じた所得税と復興特別所得税を差し引かなければなりません。それを怠ると不納付加算税と延滞税の支払義務が発生します。

源泉所得税を差し引いていないことが発覚したら、取引相手から返金してもらうか、あるいは次の支払いの際に相殺するといった対応が必要です。

【売掛金と買掛金を相殺した場合、領収書に収入印紙は必要ですか？】

売掛金と買掛金を相殺する旨の領収書には、印紙の添付は不要です。

受け取った金額が記載された領収書には、印紙を貼らなければなりません。しかし、売掛金と買掛金の相殺は単に売掛債権の消滅を示すものであって、金銭の受け取りを示すものではないので、相殺の事実を証明するために作成する領収書は収入印紙の対象ではありません。

なお、一部の金額については相殺として、残りの金額を金銭で受領したことを示す文書は、相殺部分が明確に記載されていれば、差額だけが課税対象となります。

領収書には、必ず「上記金額を相殺しました」などの文言を忘れずに入れましょう。

11月の運勢

おひつじ座

小さな勘違いに気をつけて、焦らず、気分転換をしましょう。自然とうまくなります。

おうし座

細かいことにこだわらず、全体の把握に努めましょう。重要なことに気づくことができます。

ふたご座

隙間時間をみつけて、作業をするとう有意義に過ごせそうです。片付けに力を入れる一ヶ月にするとよさそうです。

かに座

一つずつ、着実に物事を進めると吉です。くじ運は、あまりよくないので、別の機会がお勧めです。

しし座

懐かしい人に偶然再会できそうです。仕事は、先輩の指導に従って進めるとうまくいきます。

おとめ座

疲れがたまりやすい時期です。リフレッシュして、集中力を高めましょう。仕事は、上司から相談されそうです。

てんびん座

判断基準を楽しそうに思うことを中心に頑張ると良い結果に恵まれそうです。

さそり座

大金が入ってくる運気です。心当たりがあれば、鑑定に出してみましょう。

いて座

アイデアのセンスが光る月です。新しい年に向けて、準備を始めてみましょう。

やぎ座

少額の無駄使いを繰り返してしまいそうです。少し厳しめに節約を心がけましょう。

みずがめ座

金運が良好で、欲しかったものが、手に入りそうです。満足度も高いです。

うお座

知人に思わぬ一言を言われても、深読みせずに、聞き流して大人の対応をしましょう。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に

お問い合わせください。

スタッフ一同、心よりお待ちしております。